

地域医療支援事業共同利用研究施設（図書室）に関する細則

平成29年4月1日制定

（趣 旨）

第1条 この細則は、地域医療支援事業運営管理規程第2条及び地域医療支援共同利用に関わる細則第3条第6項に則り、登録医療機関が研究施設（図書室）を円滑に利用できるよう定めるものとする。

（利用資格）

第2条 登録医療機関が図書室を利用できる資格は、利用医師等登録制度に登録されている医療機関に所属する医療従事者とする。

（利用時間）

第3条 登録医療機関が図書室を利用する場合は以下の時間帯とし、日曜日、祝日、第3曜日、年末年始及び開学記念日（4/23）は閉室とする。

- 1) 月曜日、水曜日、金曜日： 午前9時00分～午後6時00分
- 2) 火曜日、木曜日： 午前9時00分～午後5時00分
- 3) 土曜日： 午前9時00分～午後2時00分

（利用方法）

第4条 登録医療機関が図書室の利用を希望する場合は、事前に図書室へ連絡して利用日時を予約する。
2 登録医療機関が図書室を利用する場合は、所属と顔が確認できる証明書を提示する。

（利用範囲）

第5条 登録医療機関が図書室を利用する場合は、以下の範囲として貸出しは禁止とする。なお、混雑時や事故等の発生状況に応じて利用できない場合がある。

- 1) 閲覧可能資料： 図書、雑誌（電子ジャーナルは利用不可）
- 2) 資料の複写： 1枚10円、白黒のみ（セルフサービス）
- 3) 蔵書検索： O P A C（蔵書検索システム）での検索利用可
- 4) 文献検索： P u b M e d・医中誌W e b（文献情報データシステム）利用可

（細則の改正）

第6条 本細則の改正は、総合医療相談部運営委員会の議を経て、病院長が決定し、地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成 年 細則第 号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。